

令和８年度・令和９年度

岡山県測量及び建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査申請の手引

(第１回受付)

有効期間	令和８年６月１日～令和１０年５月３１日
対象決算期間	令和６年１０月１日～令和７年９月３０日
申請方法	郵送のみ
提出期間	令和８年２月２日～令和８年２月１６日

令和７年９月
岡山県土木部監理課

《目 次》

○ はじめに	1
1 対象業務	2
2 資格要件	2
3 提出書類	4
4 受 付	7
5 変 更 届	9
6 そ の 他	10
○ 都道府県コード、局コード・県内市町村コード、企業形態の略号	11

《記入例》

様 式 1	入札参加資格審査申請書	12
-------	-------------	----

《様 式》

様 式 0-1	受 付 票
様 式 1-1	入札参加資格審査申請書
様 式 1-2	入札参加資格審査申請書(登録状況、入札参加希望、技術職員の状況)
様 式 1-3	入札参加資格審査申請書(技術職員配置表)
様 式 2	役員、代表者等の一覧表
様 式 3	経営規模等総括表
様 式 4	暴力団員又は暴力団員等でない旨の申立書
様 式 5	測量等実績調書
様 式 6	技術者経歴書
様 式 7	営業所一覧表
様 式 8	申 立 書 (県税の納付義務がないことの申立書)
様 式 9-1	技術職員調書
9-2	//
様 式 10	変 更 届
様 式 11	辞 退 届

《はじめに》

令和８年度・令和９年度に岡山県等が発注する建設工事に係る測量及び建設コンサルタント業務等の委託契約に係る入札に参加を希望する方は、この手引に従い、入札参加資格審査を申請してください。

定例受付（第１回受付）は、令和８年２月２日から令和８年２月１６日までの間で行います。

申請受付は、郵送のみで行いますので、書類不備が発生しないよう、この手引きをよくお読みの上、御準備ください。

書類に不備がある等の理由で受理されなかった場合は、上記受付期間中に再度提出し、受理される必要があります。

申請が受理され、その後の審査により入札参加資格が認められると、令和８年６月１日から令和１０年５月３１日まで有効な県の入札参加資格者名簿に登載されることとなります。

定例受付（第１回受付）期間内に申請ができなかった場合には、２年間の入札参加資格有効期間内に３回の追加受付を行いますので、いずれかの追加受付時において申請を行ってください。

なお、新規及び業種追加のいずれも、第２回から第４回までにおいて申請を行うことができます。

県の入札参加有資格者名簿に基づき発注する機関は次のとおりです。

- 岡山県（各出先機関を含む。）
- 岡山県企業局
- 岡山県教育委員会
- 岡山県警察本部
- 岡山県土地開発公社
- （公財）岡山県環境保全事業団
- 岡山県広域水道企業団
- （公財）岡山県下水道公社

1 対象業務

申請の対象となる業務は次の6業務です。

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務
- (6) その他業務

2 資格要件

申請に当たっては、次の(1)～(3)の要件全てを満たすことが必要です。

(1) 法令等に基づく登録

1) 測量業務

- ・ 県と契約を締結する営業所が、測量法に基づく登録を受けていることが必要です。
- ・ 専門部門（地図の調整及び航空測量）は、測量一般の申請を行う場合に任意に申請できます。

2) 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

○契約を締結する営業所が岡山県外にある場合

- ・ 県と契約を締結する営業所が申請する各部門に関して、建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(S52.4.15 建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(S59.9.21 建設省告示第1341号)に基づく登録を受けていることが必要です。

○契約を締結する営業所が岡山県内にある場合

- ・ 県と契約を締結する営業所が申請を行う各部門に関して、前記建設省告示に基づく登録を受けていなくても申請することができます。

※建設コンサルタント登録がなく岡山県内に主たる営業所（本社）を設置する県内業者が、河川部門又は道路部門を希望される場合、それぞれについて様式9-1及び9-2(技術職員調書)の添付が必要です。

3) 建築関係建設コンサルタント業務

- ・ 建築一般については、県と契約を締結する営業所が、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていることが必要です。
- ・ 専門部門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、調査）については、県内・県外業者、建築士法に基づく登録の有無に関わらず申請することができます。

4) その他業務

- ・ 上記の業務以外で申請を希望する建設工事に関連するコンサルタント業務があれば、業務名を具体的に記載することによって申請できます。

(2) 県税等の滞納のないこと

県税※₁、消費税及び地方消費税、市町村税※₂を完納していること。

※1 岡山県内に事業所等がなく県税の納付義務がない場合、【様式8】(申立書)により滞納がないことの証明に代えることができます。

※2 市町村税については、契約を締結する営業所が岡山県内にある場合にのみ、当該営業所が所在している県内市町村の完納証明書が必要です。

(3) 申請の日の前年9月30日までに決算を行っていること

【定例受付(第1回受付)及び第2回受付】

・令和6年10月1日～令和7年9月30日の間に決算を行っていること。

※新たに会社を設立した場合など、令和7年10月1日以降に最初の決算を行った者については申請できません。

【第3回及び第4回受付】

・令和7年10月1日～令和8年9月30日の間に決算を行っていること。

※新たに会社を設立した場合など、令和8年10月1日以降に最初の決算を行った者については申請できません。

【留意事項】

- ・契約を締結する営業所は、1社1営業所に限ります。
- ・申請受付後に「岡山県と契約を締結する営業所」を変更する場合は、変更届による手続きを行ってください。

※この場合、変更後の営業所が申請業務について資格要件を満たしていることが必要です。

※営業所ごとの登録状況には、特に御注意ください。要件を欠く場合には、当該業務について入札参加資格を失います。また、変更前の営業所が有していた入札参加資格以上の資格は付与されませんので、業務等の追加を希望する場合は、第2回、第3回又は第4回のいずれかで追加申請を行ってください。

《参 考》

登 録 業 種	登 録 規 程 等
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程 (昭和52年4月15日建設省告示第717号)
地質調査業務	地質調査業者登録規程 (昭和52年4月15日建設省告示第718号)
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程 (昭和59年9月21日建設省告示第1341号)
建築関係コンサルタント業務(建築一般)	建築士法(昭和25年法律第202号)

3 提出書類 各1部

(1) 申請に必要な書類

No.	提出書類	注意すべき事項等
0	受付票 【様式0-1】	
1	岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 【様式1-1】 【様式1-2】 【様式1-3】	●記載要領及び記入例を参照 ●片面印刷必須 ・【様式1-2】へ有資格者数を記載する前に【様式1-3】(技術職員配置表)で、技術者の重複がないか確認してください。
2	役員、代表者等の一覧表 【様式2】	●記載要領参照
3	経営規模等総括表 【様式3】	●片面印刷必須
4	営業に関し必要とする登録の証明書等 (<u>原本又は写し</u>) ①測量業者 ・登録証明願 ・測量法第55条の8の規定に基づく書類 ・(契約締結権を委任する場合) a. <u>最新の測量業者登録申請書及びその別紙(写し)</u> b. 登録(更新)後に、営業所を新設した場合には、測量業者変更登録申請書(写し) ②建築士事務所 ・登録証明書(岡山県と契約を締結する営業所に係るもの) ③建設コンサルタント ・現況報告書 ④地質調査業者 ・現況報告書 ⑤補償コンサルタント ・現況報告書 ○その他業務において、計量証明業務等を申請する場合、当該業務に係る証明書	・<u>申請する業務に係るもののみを提出してください。</u> ① ・「測量法第55条の8の規定に基づく書類」(※)については、国土交通省の受付印があるものが原則ですが、受付印があるものがない場合には、国土交通省に提出したものと同一のものであることについて自社(本社に限る。)で原本証明したものを提出してください。 ※国土交通省に3部提出すると、受付印押印済の副本が1部返却されます。 ③～⑤ ・国土交通省の受付印のあるものがが必要です。 ・新規登録により直近の現況報告書がない場合に限り、登録通知書の写しで申請可能です。 ・<u>最新の登録状況(登録番号、業種等)が現況報告書に反映されていない場合、登録通知書の写しも添付してください。</u>

No.	提出書類	注意すべき事項等
5	暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書 【様式4】	
6	測量等実績調書 【様式5】	- 様式の内容が全て記載されていれば、国への報告書類等で代用可能です。 - 補償コンサルタントの場合、【様式6】の代用可能な書類がありませんので、作成が必須です。
7	技術者経歴書 【様式6】	
8	営業所一覧表 【様式7】	
9	決算書(令和7年10月1日の直前の事業年度のもの)(写し可) ①法人…貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類(株主資本等変動計算書) ②個人…貸借対照表、損益計算書	- いわゆる青色申告を行った個人事業者の場合、確定申告時に税務署に提出した決算書を添付してください。 (青色申告の10万円控除を受ける場合で、損益計算書のみを作成している場合は、貸借対照表を別途作成し添付してください。) - 決算期が2-(3)の対象期間内のものを添付してください。
10	登記事項証明書 (<u>原本又は写し</u>) ※法人のみ	事業協同組合の場合は現在の理事の記載のある議事録を添付してください。
11	岡山県税の完納証明書(<u>原本又は写し</u>) ※ただし、岡山県に県税を納付する義務のない場合は、申立書 【様式8】	- 各県民局発行のもの - 課税されている全ての税目について完納していることを証明するものに<u>限ります</u>。
12	消費税及び地方消費税の完納証明書 (<u>その3又はその3の3</u>)(<u>原本又は写し</u>)	- 県が指定した種類(<u>その3又はその3の3</u>)の証明書に<u>限ります</u>。証明内容が類似しているからという申請者の判断で他の種類の証明書を添付することは認めません。 - 本社等の所在地を管轄する税務署で発行されたものに<u>限ります</u>。
13	岡山県内の市町村における市町村税の完納証明書(<u>原本又は写し</u>) ※岡山県と契約を締結する営業所が県外にある場合は不要	- 市町村発行のもの - 課税されている全ての税目について完納していることを証明するものに<u>限ります</u>。
14	委任状	契約締結権を委任する場合のみ
15	技術職員調書 【様式9-1】 【様式9-2】	<u>岡山県内に主たる営業所(本社)を設置する業者</u>で、<u>河川部門、道路部門</u>を希望し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録を受けていない者についてのみ提出してください。 【様式9-2】については、申請部門ごとに作成してください。

No.	提出書類	注意すべき事項等
16	返信用封筒	受付票を返送するための封筒をご用意ください（封筒の大きさに応じた切手を貼付してください。）。

【提出書類全般の留意事項】

- ① 各証明書はいずれも証明年月日が提出日から **3か月以内**のものに限ります。
ただし、測量業者登録証明書に限り、提出日から **6か月以内**のものとします。
また、「完納証明書」はいずれも過去の期間の全てについて滞納のないことを表すもの（金額表示のないもの）に限ります。
- ② 現況報告書を提出する場合、当該部門における提出書類 No.6「測量等実績調書」、No.7「技術者経歴書」、No.8「営業所一覧表」及び No.9「決算書」の提出は省略することができます。
ただし、不足するものは作成してください（特に、補償コンサルタント現況報告書には、No.7 技術者経歴書に代わるものがないので留意してください。）。
- ③ 委任状については様式として定めていませんが、入札参加資格の有効期間の全期間について契約締結権が委任されていることが把握できるよう作成してください。
- ④ 提出書類は上記表記載の順（No.0～No.15）に編冊（ファイル）し、No.3 以降についてはインデックスを貼付してください。（No.0～No.2 はインデックス不要）
ファイルの色は特に指定しませんが、サイズはA 4 サイズ（縦）にしてください。
また、表紙及び背表紙には商号を明記してください。
- ⑤ 書類不備の場合は一切受け付けできません。

4 受 付

郵送申請のみとします。

以下の注意事項をよくお読みになった上で申請を行ってください。

【注意事項】

- ・ 申請書類は令和8年2月16日（月）必着で送付してください。
- ・ 「様式0－1 受付票」及び「返信用封筒」を併せて提出していただく必要があります。（P. 4、6 参照）
- ・ 書類不備がある場合は、申請者に郵送で返送します。その場合、書類は上記様式0－1に記載された宛先へ返送します。
- ・ 申請書類一式は、不備がない状態で提出期間内に受理される必要があります。
書類を提出したものの不備のため申請者に返送され、再提出に時間を要した結果提出期間を経過した場合であっても、一切審査を行いません。
提出期間終了直前に提出され、書類不備があった場合も同様の対応とします。
よって、早めに申請を行うようにしてください。
- ・ 申請書類の軽微な誤りについては、職権で訂正することがあります。
- ・ 特定記録など、追跡ができる方法により郵送してください。
郵便事故による書類の不達については責任を負いかねます。

【郵送による提出先】

〒700－8570

岡山県岡山市北区内山下2－4－6

岡山県土木部監理課建設業班 宛

(1) 定例受付（第1回）

○申請書の提出期間、入札参加資格有効期間

提出期間	有効期間	受付審査会場
令和8年2月2日から 令和8年2月16日まで (必 着)	令和8年6月1日から 令和10年5月31日まで	郵送のみ

(2) 申請書等の入手方法

申請書及び申請の手引については、土木部監理課のホームページからダウンロードすることができます。

(3) 追加受付（第2回～第4回）

○申請書の提出期間、入札参加資格有効期間及び受付場所

受 付	提出期間（予定）	有効期間	申請方法
第2回	令和8年8月3日から 令和8年8月10日まで (必着)	令和8年12月1日から 令和10年5月31日まで	郵送のみ
第3回	令和9年2月16日から 令和9年2月26日まで (必着)	令和9年6月1日から 令和10年5月31日まで	
第4回	令和9年8月2日から 令和9年8月10日まで (必着)	令和9年12月1日から 令和10年5月31日まで	

定例受付（第1回）の提出期間中に申請できなかった場合には、第2回から第4回までの受付時に申請することができます。それぞれの受付期間ごとに入札参加資格の有効期間が異なりますので御注意ください。

提出先：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部監理課建設業班

注1) 新規申請及び追加申請については、第2回～第4回のいずれの追加受付時においても申請が可能です。

注2) 第3回及び第4回受付において申請する場合には、令和8年9月30日までに決算を行っていることが要件となります。

注3) 各受付前にはホームページにてあらためて受付期間等をお知らせしますので御確認ください。

(4) 代理申請の場合についての注意

行政書士に代理申請を委任することも可能です。この場合、申請者による委任状が必要です。その際、行政書士印の押印や書類作成を行った行政書士の記名が必要ですので御注意ください。

5 変 更 届

申請書提出後、下記の事項に変更等が生じた場合には、遅滞なく変更届【様式 10】を提出してください。各証明書・通知は写し可です。

変更事項等	添 付 書 類
商号又は名称	・ 登記事項証明書
代表者の氏名、役職名	・ 登記事項証明書（代表者の氏名の変更の場合のみ） ・ 委任状（委任している場合） ・ 役員、代表者等の一覧表【様式 2】 ・ 暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書【様式 4】
役員の氏名、役職名	・ 登記事項証明書 ※公益法人の場合は定款又は寄附行為、事業協同組合の場合は現在の理事の記載のある議事録を添付 ・ 役員、代表者等の一覧表【様式 2】 ・ 暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書【様式 4】
受任者の氏名、役職名	・ 委任状 ・ 役員、代表者等の一覧表【様式 2】 ・ 暴力団又は暴力団員等でない旨の申立書【様式 4】
岡山県と契約を締結する営業所の名称 （例：岡山営業所→岡山支店）	・ 委任状 ・ 営業所一覧表【様式 7】（国等への届出書類で変更後の所在地が確認できるものでも可）
岡山県と契約を締結する営業所の所在地	・ 営業所一覧表【様式 7】（国等への届出書類で変更後の所在地が確認できるものでも可） （例：岡山営業所の所在地 岡山市北区〇〇→岡山市南区△△）
岡山県と契約を締結する営業所 （例：岡山支店→広島支店）	・ 委任状 ・ 営業所一覧表【様式 7】 ・ 変更後の営業所の営業に関し必要とする登録の証明書等（P4、No. 4欄参照） ※変更後の営業所の申請業務の登録確認のため
営業の休廃止 （登録業務の廃止・消除を含む。）	・ 廃業届又は消除（取消）通知等
申請業務の登録更新	・ 更新通知書

変更事項等	添 付 書 類
建設省告示建設コンサルタント登録規程、同地質業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程に基づく登録の停止	・登録の停止がなされた旨の通知
入札参加資格の辞退	※変更届ではなく辞退届【様式11】を提出

注1) 各証明書は、いずれも証明年月日が提出日から3か月以内のものに限ります。

ただし、測量業者登録証明書に限り、提出日から6か月以内のものとしします。

注2) 申請後に登録規程等に基づく登録が「有」になった場合、変更届は不要です。

なお、新たに登録した業種又は部門について入札参加資格の追加申請を行う場合は、第2回、第3回又は第4回の受付時に申請してください。

6 その他

(1) 会社合併、会社分割、事業譲渡等の企業再編を行う場合における入札参加資格の取扱い（入札参加資格の承継等）については、別に定める手続きを行っていただく必要がありますので、事前に土木部監理課建設業班へお問い合わせください。

(2) 申請後に申請者が会社更生手続又は民事再生手続開始申立てを行うことになった場合には、土木部監理課建設業班へ必ず御報告願います。

各手続の申立て後、手続の開始決定を受けるまでの間又は再生計画若しくは更正計画認可を受けるまでの間については、入札への参加が制限されますので御留意ください。

(3) 入札参加資格認定通知書は発行しません。

(4) 申請受理後に申請を取り下げた場合又は入札参加資格の有効期間内に入札参加資格の辞退を行った場合には、当該入札参加資格の有効期間内に再度の申請はできませんので御注意ください（廃業による入札参加資格の喪失の場合を含む。）。

《問い合わせ先》

岡山県土木部監理課建設業班

TEL (086) 226-7463 (直通)

FAX (086) 224-2217

ホームページアドレス : <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/59/>

都道府県コード

01	北海道	17	石川県	33	岡山県
02	青森県	18	福井県	34	広島県
03	岩手県	19	山梨県	35	山口県
04	宮城県	20	長野県	36	徳島県
05	秋田県	21	岐阜県	37	香川県
06	山形県	22	静岡県	38	愛媛県
07	福島県	23	愛知県	39	高知県
08	茨城県	24	三重県	40	福岡県
09	栃木県	25	滋賀県	41	佐賀県
10	群馬県	26	京都府	42	長崎県
11	埼玉県	27	大阪府	43	熊本県
12	千葉県	28	兵庫県	44	大分県
13	東京都	29	奈良県	45	宮崎県
14	神奈川県	30	和歌山県	46	鹿児島県
15	新潟県	31	鳥取県	47	沖縄県
16	富山県	32	島根県		

局コード・県内市町村コード

局	市町村	名称	局	市町村	名称	局	市町村	名称
01	101	岡山市北区	05	202	倉敷市	09	214	真庭市
	102	岡山市中区		208	総社市		586	真庭郡新庄村
	103	岡山市東区		423	都窪郡早島町	10	203	津山市
	104	岡山市南区	06	205	笠岡市		606	苫田郡鏡野町
	204	玉野市		207	井原市		663	久米郡久米南町
	212	瀬戸内市		216	浅口市		666	久米郡美咲町
	681	加賀郡吉備中央町		445	浅口郡里庄町	11	215	美作市
04	211	備前市	07	461	小田郡矢掛町		622	勝田郡勝央町
	213	赤磐市		209	高梁市		623	勝田郡奈義町
	346	和気郡和気町	08	210	新見市		643	英田郡西粟倉村

※岡山県以外の都道府県コード及び市町村コードは総務省ＨＰの全国地方公共団体コードで該当の都道府県コード及び市町村コードを調べて、検査コードを除く上５桁を使用してください。
（ＨＰアドレス：<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>）

企業形態の略号

(株)	株式会社	(有)	有限会社	(資)	合資会社
(名)	合名会社	(同)	協同組合	(業)	協業組合
(企)	企業組合	(合)	合同会社	表示なし	個人事業主
(一財)	一般財団法人	(一社)	一般社団法人	(公財)	公益財団法人
(公社)	公益社団法人	(特財)	特例財団法人	(特社)	特例社団法人

様式1-1 《記入例》

令和8年度・令和9年度 岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書

- 入札参加資格要件を有するもののうち、岡山県に入札参加を希望する
業務(部門)についてのみ記入すること
○「技術者」の欄の技術者数は、1人1部門に限る(土木関係建設コンサルタントの専任緩和を除く)

新規・継続の別

新規

継続

令和 8 年 2 月 1 日

「新規」:岡山県に初めて申請を行う場合
「継続」:前年度あるいは過去に岡山県に
申請を行ったことがある場合

岡山県知事 殿

本社及び代表者名で申請すること。

(郵便番号)
〒103-1234
とうきょうとしじゅくにししんじゅく
東京都 新宿区西新宿 3-5-7
かぶしがいしゃ
株式会社エー・ビーコンサルタント
ひがし たろう
東 太郎
ひがし いちろう
東 一郎
ふりがな
代表者氏名
ふりがな
担当者氏名
電 話 (03) 局 1234 - 5678 番

令和8年度・令和9年度において、岡山県で行われる測量、建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録を受けている事業

申請する事業についてのみ記入すること。

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	備 考
測 量 業 者	第 (3) - 1 号	令和3年 3月15日	地 質 調 査 業 者	第 3-2 号	令和3年 4月17日	
建 築 士 事 務 所	第 24 号	令和4年 1月16日	補償コンサルタント	第 3-22 号	令和3年 5月13日	
建設コンサルタント	第 7-111 号	令和7年12月14日		第 号	年 月 日	
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日	

※登録更新中の方は、備考欄へ事業名及び更新年月日を記入してください。

項 番

0

0

業者番号
(行政庁記入)

3

5

8

記入しないこと。

(注)①申請者は本社及び代表者名としてください。
②項番「01」～「03」については、岡山県と契約を締結する営業所
(契約締結権限を委任された営業所)及びその代表者氏名(契
約締結権限を委任された者)を記入してください。

0

1

フリガナ

3

5

10

15

20

23

25

30

35

40

エ

ー

ビ

ー

コ

ン

サ

ル

タ

ン

ト

オ

カ

ヤ

マ

シ

シ

ャ

法人の略号については、P11を参照のこと。

0

2

商号又は名称

43

45

50

55

60

63

65

70

75

80

(株)

エ

ー

・

ビ

ー

コ

ン

サ

ル

タ

ン

ト

岡

山

支

社

代表者氏名

83

85

90

岡山

二郎

自己資本額

93

95

100

5

2

6

1

0

※千円

「経営規模等総括表」の自己資本額を記入すること。

0

3

局コード

3

0

1

P11コード表参照(県外の場合:局コードは00,市区町村コードは該当する
コード(総務省設定の地方公共団体コード)を確認の上記入すること。)

営業所の所在地
都道府県・市区町村コード

5

9

3

3

1

0

1

(都道府県・市区町村名 岡山県 岡山市北区)

都道府県名、市区町村名を欄外()に記
入すること。

営業所の所在地
(都道府県名及び市区町村名は
記入しない)

10

15

20

25

30

35

40

45

内

山

下

2

ー

4

ー

6

市区町村名に続く地名(字名)から記入すること。

郵便番号

50

52

53

56

7

0

0

ー

3

4

5

6

左詰めで記入すること。

電話番号

57

60

65

68

0

8

6

ー

2

2

4

ー

2

1

1

1

審査基準日(令和7
年10月1日)までの年数で年末満の端
数は切り捨てること。

「経営規模等総括表」の年間平均実績高を記入すること。

直前二箇年の年間平均施工額 千円

営業年数

0	4	測 量 業 務	3
---	---	---------	---

(注)申請しない業種は空欄とし、申請する業種は、様式3「経営規模等総括表」の年間平均実績高の金額と一致すること。

申請する業務についてのみ記入すること。その他業務については、その他業務を申請する場合のみ記入すること。(施工額が0千円の場合も必ず記入のこと。)

※入札参加を希望する各業務・各部門についてのみ、②欄へ「1」を記入し、①欄へ当該部門の登録状況について「1」（登録有り）又は「0」（登録なし）を記入すること。なお、入札参加を希望しない業務・部門については①、②欄とも記入は不要（空欄）。

測量業務	測量一般	1	0	③	①	②	測量士	測量士補
		1	0	③	①	②		
		1	1	③	①	②		
専門	地図の調製	1	1	③	①	②	1	5
	航空測量	1	2	③	①	②		

有資格者数の記載前に**技術職員配置表**（様式1ー3）で確認をしてください。

入札参加資格要件を有するもののみ、岡山県に入札参加資格審査の申請を希望する業務（部門）についてのみ記入すること。

【測量業務】
入札参加資格要件
岡山県と契約を締結する営業所が測量法に基づく登録を受けていること。

①登録状況
測量業務は、申請営業所に測量法に基づく測量業者登録の登録がある場合「1」

②入札参加希望
入札を希望する場合「1」

【土木関係建設コンサルタント】

○入札参加資格要件
・県外業者（契約を締結する営業所が県内にない業者）については、建設省告示に基づく登録を受けていること。
・県内業者（契約を締結する営業所が県内にある業者）については、建設省告示に基づく登録を受けていなくても申請することができる。
・主たる営業所を岡山県内に有する業者で、建設コンサルタント業務のうち、河川部門、道路部門を希望し、建設省告示に基づく登録を受けていない者については、技術職員調書（様式9ー1、9ー2）を提出のこと。

①登録状況
土木関係建設コンサルタント業務は、建設コンサルタント登録規定に基づく登録部門の登録無「0」、登録有「1」
注）登録有「1」の場合は、契約を締結する営業所が建設省告示に基づく登録を受けていること。

②入札参加希望
入札参加を希望する「1」

③記入しないこと。（行政庁側記入）
○技術管理者の専任制緩和の特例
・建設コンサルタント登録規定の解釈及び運用の方針に基づく技術管理者について、複数の登録部門に関して技術士資格を有する者であって、技術管理者の専任制の緩和の規定により2部門の技術管理者となっている者については、それぞれの登録部門の技術管理者の欄に「1」を記入すること。

【地質調査業務】

○入札参加資格要件
・県外業者（契約を締結する営業所が県内にない業者）について、建設省告示に基づく登録を受けていること。
・県内業者（契約を締結する営業所が県内にある業者）については、建設省告示に基づく登録を受けていなくても申請することができる。

①登録状況
地質調査業務は、地質調査業者登録規定に基づく登録の登録無「0」、登録有「1」
注）登録有「1」の場合は、契約を締結する営業所が建設省告示に基づく登録を受けていること。

②入札参加希望
入札参加を希望する「1」

【補償関係コンサルタント業務】

○入札参加資格要件
・県外業者（契約を締結する営業所が県内にない業者）について、建設省告示に基づく登録を受けていること。
・県内業者（契約を締結する営業所が県内にある業者）については、建設省告示に基づく登録を受けていなくても申請することができる。

①登録状況
補償関係コンサルタント業務は、補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門の登録無「0」、登録有「1」
注）登録有「1」の場合は、契約を締結する営業所が建設省告示に基づく登録を受けていること。

②入札参加希望
入札参加を希望する「1」

【建築関係建設コンサルタント業務】

○入札参加資格要件
建築一般は、岡山県と契約を締結する営業所が建築士法に基づく登録を受けていること。

①登録状況
（1）建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）は、建築士法に基づく登録の
一級建築士事務所「1」、二級建築士事務所「2」、木造建築士事務所「3」
（2）建築関係建設コンサルタント業務（専門）は、入札参加希望の場合「0」

②入札参加希望
入札参加を希望する「1」

【その他の業務】

①登録状況
その他の業務は、入札参加希望の場合「0」
②入札参加希望
希望する「1」
③入札参加を希望する業務について具体的に記入のこと。
（業務間は1カラム空けて記入すること。）
（記載例）交通量調査 環境影響評価 計量証明

③欄は記入しないこと。							技術管理者（3条第1号）		技術管理者以外の技術士及びRCCM資格者			
			①	②	③	一級建築士（イ）	技術士（イ）又は認定技術者（ロ）					
河川砂防及び海岸・海洋	2	0	1	1	5		1			1		
港湾及び空港	2	1	1	1			1			1		
電力土木	2	2	0	1								
道路	2	3	1	1	5		1			5		
【土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント共通】 ※契約を締結する営業所が <u>県外</u> の営業所の場合、入札参加を希望する業務について、当該営業所が登録規定に基づく登録を有しないと、当該業務についての申請はできません。 ※契約を締結する営業所が <u>県内</u> の場合には、登録規定に基づく登録がなくても申請することができます。 ・その場合①欄へは「0」と記入するとともに、有資格者数の記入は不要です。												
土質及び基礎	3	2	1	1			1					
鋼構造及びコンクリート	3	3	1	1			1			3		
トンネル	3	4	1	1			1					
施工計画、施工設備及び積算	3	5	1	1			1			1		
建設環境	3	6	0	1								
建設機械	3	7	0	1								
水産土木	3	8	0	1								
電気電子	3	9	0	1								
廃棄物	4	0	0	1								

土木関係建設コンサルタント業務

地質調査業務		1	0	③	①	②	技術管理者（3条第1号）			現場管理者			技術管理者・現場管理者以外の技術士		
		5	0	③	①	②	大卒、高専卒業15年以上経験（イ）	認定技術者（ロ）又は技術士（ハ）		3条2号（イ、ロ）					
		5	1	③	①	②									
地質調査業務	地質調査	5	0	③	①	②	1			3	13		3	16	
	物理探査	5	1	③	①	②									
	ボーリング	5	2	③	①	②									
	土質試験	5	3	③	①	②									

補償関係コンサルタント業務		1	0	③	①	②	補償業務管理者（3条第1号）			補償業務管理者以外の補償業務管理士		
		6	0	③	①	②	実務経験7年以上（イ）又は認定管理者（ロ）					
		6	1	③	①	②						
補償関係コンサルタント業務	土地調査	6	0	③	①	②	1	7	8	1	10	1
	土地評価	6	1	③	①	②						
	物件	6	2	③	①	②						
	機械工作物	6	3	③	①	②						
	営業補償・特殊補償	6	4	③	①	②						
	事業損失	6	5	③	①	②						
	補償調査	6	6	③	①	②						

建築関係建設コンサルタント業務		1	0	③	①	②	一級建築士			二級建築士			木造建築士		
		7	0	③	①	②	7	9		8	10	6	11		13
		7	1	③	①	②									
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	7	0	③	①	②	1	9	8	10	6	11			13
	意匠	7	1	③	①	②									
	構造	7	2	③	①	②									
	暖冷房	7	3	③	①	②									
	衛生	7	4	③	①	②									
	電気	7	5	③	①	②									
	建築積算	7	6	③	①	②									
	調査	7	7	③	①	②									

入札参加希望の場合①欄は「0」を記入

その他の業務										9	9	0	1	4																		
5						10						15						20							25							
	30						35						40						45							50						
		55						60						65						70												

<入札参加資格審査申請書【様式 1-1、1-2】の記載要領>

00項番 記入しないこと。

01項番～03項番の欄は、本県と契約を締結する「営業所」等について次の要領により記入すること。（ただし、自己資本額は除く。）

01項番 （商号又は名称の）「フリガナ」欄は、カタカナで記入し、濁点・半濁点を含めて1文字として扱うこと。（株式会社等の記入は不要）

02項番 「商号又は名称」欄は、法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いて、（例）のように記入すること。

株式会社 （株） 有限会社 （有） 合資会社 （資） 合名会社 （名）
協同組合 （同） 協業組合 （教） 企業組合 （企） 合同会社 （合）
一般財団法人 （一財） 一般社団法人 （一社） 公益財団法人 （公財）
公益社団法人 （公社） 特例財団法人 （特財） 特例社団法人 （特社）

（例） (株) A コンサルタント B 営業所
C 建築事務所 (有)

「代表者氏名」欄は、姓と名の間を1カラムあけ、漢字で記入すること。（役職名は不要）

「自己資本額」の欄は、審査基準日（令和7年10月1日）の直前決算における自己資本の額を右詰めで千円単位で記入すること。

03項番 県内営業所の場合は、「局コード」「営業所の所在地都道府県・市区町村コード」欄はコード表により番号を記入すること。

（県外営業所の場合は、「局コード」は00、「市区町村コード」は該当するコードを「全国地方公共団体コード」で検索し、確認の上記入すること。）

営業所の所在地は、市区町村名につづく地名（字名）から地番までを左詰めで記入すること。（ビル名等は不要）「郵便番号」は、左詰めで記入すること。

（例）
県内)岡山県岡山市北区内山下 → 局 コー ド 0 1
2丁目4番6号 所在地市区町村コード 3 3 1 0 1
営 業 所 の 所 在 地 内 山 下 2 - 4 - 6
県外)大阪府大阪市北区内山下 → 局 コー ド 0 0
2丁目4番6号 所在地市区町村コード 2 7 1 2 7
営 業 所 の 所 在 地 内 山 下 2 - 4 - 6

04項番 業務ごとに直前2箇年の年間平均施工額（千円単位）、営業年数（審査基準日までの年数で年未満の端数
～09項番 を切り捨てること）を右詰めで記入すること。

[登録状況、入札参加希望、技術職員数の状況]（様式 1-2）

1. 入札参加希望する業務の欄のみ記入すること。
2. 「技術者」の欄は、業務区分ごとに技術者数を記入すること（1人一部門に限る。*1）
（*1 土木関係建設コンサルタントの専任緩和特例の場合を除く。）
 - (1) 同一人が同系資格を複合取得している場合は、上位資格をもって記入すること。
 - (2) 土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント業務において、それぞれの登録規定に基づく登録に当たっての技術管理者、現場管理者あるいは補償業務管理者の認定を受けている者は、当該登録部門の対応する欄へ記入すること。
 - (3) 上記（2）以外の技術者で、技術士あるいは補償業務管理士の資格を有するものについては、当該登録部門に対応する「技術管理者以外の技術士及びRC CM資格者」欄あるいは「技術管理者・現場管理者以外の技術士（補償業務管理士）」欄へ計上すること。
 - (4) 資格区分中の資格を複合取得している場合で、複合業務に従事しているときは、その従事業務の主たる業務で区分計上すること。（技術者配置表で確認してください。）
3. 登録状況①は、県と契約を締結する営業所の登録状況を記入すること。
4. 技術職員数は、申請時現在常勤の者で、直接の雇用関係にある者の数を記入すること。

樣式 1-3 [技術職員配置表]

様式1-2への有資格者数の記載前に、必ずこの表で確認をしてください。その上で、この表を提出してください。(必須)

土木関係建設コンサルタント業務								補償関係コンサルタント業務						建築								
測 量		資 格 種 別							地質調査業務													
	測量士	河川砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	建設機械	水産土木	電気電子	廃棄物
	測量士補	河川砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	建設機械	水産土木	電気電子	廃棄物

氏名	該当者に○	技術管理者：◎ 現場管理者（地質調査業務のみ）：△ 技術管理者・現場管理者以外の技術士：○ 様式9-2記載者（河川・道路部門のみ）：● RCCM：R	補償業務管理者：◎ 補償業務管理者以外 の補償業務管理士：○	該当者に○
測量 太郎	○			
測量 二郎	○			
河川 博史		◎		
河川 一郎		○		
道路 道造				◎
山田 道雄				△
斉藤 道三				○
地質 堀太郎				◎
掘削 大介				○
巻立 康司				○
補償 好雄				○
太田野記 進				○
建築 建男				○
設計 良彦				○

登録のある部門には、必ず1名置かれています。登録ありとして申請する場合、登録のある営業所の現場管理者を全て記入してください。

登録のある部門には、必ず1名置かれています。登録ありとして申請する場合、登録のある営業所の場合、必ず記入してください。

*専任制緩和の特例により技術管理者となっている場合

1名が複数の資格を保有していても、いずれかの欄に一つだけ配置できます。重複して配置(計上)することのないよう、十分ご確認ください。(*土木関係建設コンサルタントの専任制緩和により2部門の技術管理者となっている者を除く。)